

# がん検診のおしらせ

保健センター 内線362

【実施日】 9月4日(金)

【会場】 保健センター

【申込み】 8月5日(水) 8:30～

窓口に来所されるか電話で保健センターへ(先着順)

電話でお申し込みの場合は、後日、問診票などを保健センターに取りに来ていただきます。

\* 6・7月に集団検診を受けられた方は今回の検診を受けることができません。

\* 70歳以上の方は無料です。

\* 子宮・乳がん検診のみ受診の方は、午前は午後 비해待ち時間が長くなりますのでご了承ください。

がん検診

項目(定員)	対象	内容	受付時間	受診料
胃がん検診 (110人)	40歳以上	検診車の中でバリウム(造影剤)を飲み、レントゲンを撮ります。	男性 9:00～9:30 女性 9:00～10:00	900円
大腸がん検診 (150人)	40歳以上	問診と簡単な検便により調べます。	9:00～10:00 13:00～14:00	500円
子宮がん検診 (130人)	20歳以上	子宮頸部(入り口)の粘膜を綿棒でこすり取り顕微鏡で調べます。	9:00～10:00 13:00～14:00	600円
乳がん検診	40歳以上 対象者早見表で確認してください。	視触診 (40人)	9:00～10:00 13:00～14:00	300円
		マンモグラフィと視触診 (80人)	8:30～10:00 13:00～14:00	1000円
肺がん検診 (150人)	40歳以上	胸部のレントゲン写真を撮ります。	9:00～11:00 13:00～14:00	200円

※乳がん検診は平成21年度中(平成21年4月1日から平成22年3月31日)に達する年齢によって受けられる内容が違います。下記検診対象者早見表でどちらの検診対象かを確認しお申し込みください。

マンモグラフィ検診対象者早見表

生年月日
S44年4月1日～S45年3月31日
S42年4月1日～S43年3月31日
S40年4月1日～S41年3月31日
S38年4月1日～S39年3月31日
S36年4月1日～S37年3月31日
S34年4月1日～S35年3月31日
S32年4月1日～S33年3月31日
S30年4月1日～S31年3月31日
S28年4月1日～S29年3月31日
S26年4月1日～S27年3月31日
S24年4月1日～S25年3月31日
S22年4月1日～S23年3月31日
S20年4月1日～S21年3月31日
S18年4月1日～S19年3月31日
S16年4月1日～S17年3月31日
S14年4月1日～S15年3月31日
S12年4月1日～S13年3月31日
S10年4月1日～S11年3月31日
S8年4月1日～S9年3月31日
S6年4月1日～S7年3月31日
S4年4月1日～S5年3月31日
S2年4月1日～S3年3月31日

視触診検診対象者早見表

生年月日
S43年4月1日～S44年3月31日
S41年4月1日～S42年3月31日
S39年4月1日～S40年3月31日
S37年4月1日～S38年3月31日
S35年4月1日～S36年3月31日
S33年4月1日～S34年3月31日
S31年4月1日～S32年3月31日
S29年4月1日～S30年3月31日
S27年4月1日～S28年3月31日
S25年4月1日～S26年3月31日
S23年4月1日～S24年3月31日
S21年4月1日～S22年3月31日
S19年4月1日～S20年3月31日
S17年4月1日～S18年3月31日
S15年4月1日～S16年3月31日
S13年4月1日～S14年3月31日
S11年4月1日～S12年3月31日
S9年4月1日～S10年3月31日
S7年4月1日～S8年3月31日
S5年4月1日～S6年3月31日
S3年4月1日～S4年3月31日
T15年4月1日～S2年3月31日

## 国民健康保険からのおしらせ ～保険料の納付はお済みですか?～

住民課 内線325～327

国民健康保険制度は、加入者の皆さんの相互扶助を基本としていますので、保険料の滞納が生じると、その運営に重大な影響がおよび、保険料の見直しも考えなければなりません。

保険料は、納付期日までに納めていただくことが一番望ましいことですが、特別な事情により納めることが困難な場合には、計画的な分納の相談にも応じていますので、必ずご相談ください。

また、特別な事情がないのに、保険料を滞納すると、次のような措置をとることになります。

- 1 納付期限が過ぎると、督促を行い、督促料、延滞金を徴収します。
- 2 それでも納めないと、有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。
- 3 納付期限から1年間を過ぎると、被保険者証または短期被保険者証を返してもらい、「資格証明書」を交付します。この場合、医療機関の窓口では、一度全額(10割)を自己負担することになります。
- 4 納付期限から1年6か月を過ぎると、国民健康保険の給付の全額または一部を差し止めます。
- 5 それでも納めない場合は、差し止められた保険給付額から滞納分を差し引きます。

### ※資格証明書

自由診療でないことを証するものです。医療機関・薬局の窓口では、かかった費用の総額を支払い、後日、役場へ自己負担分を除いた額を請求することができます。